

1

許可の対象 法第2・12・32条、政令第3条ほか

以下のいずれかに該当する工事で、令和7年5月26日以降に着手するものが、盛土規制法の許可の対象となります。（令和7年5月25日以前に着手する工事については30ページをご確認ください。なお、許可が不要となる場合について31ページに掲載しています。）

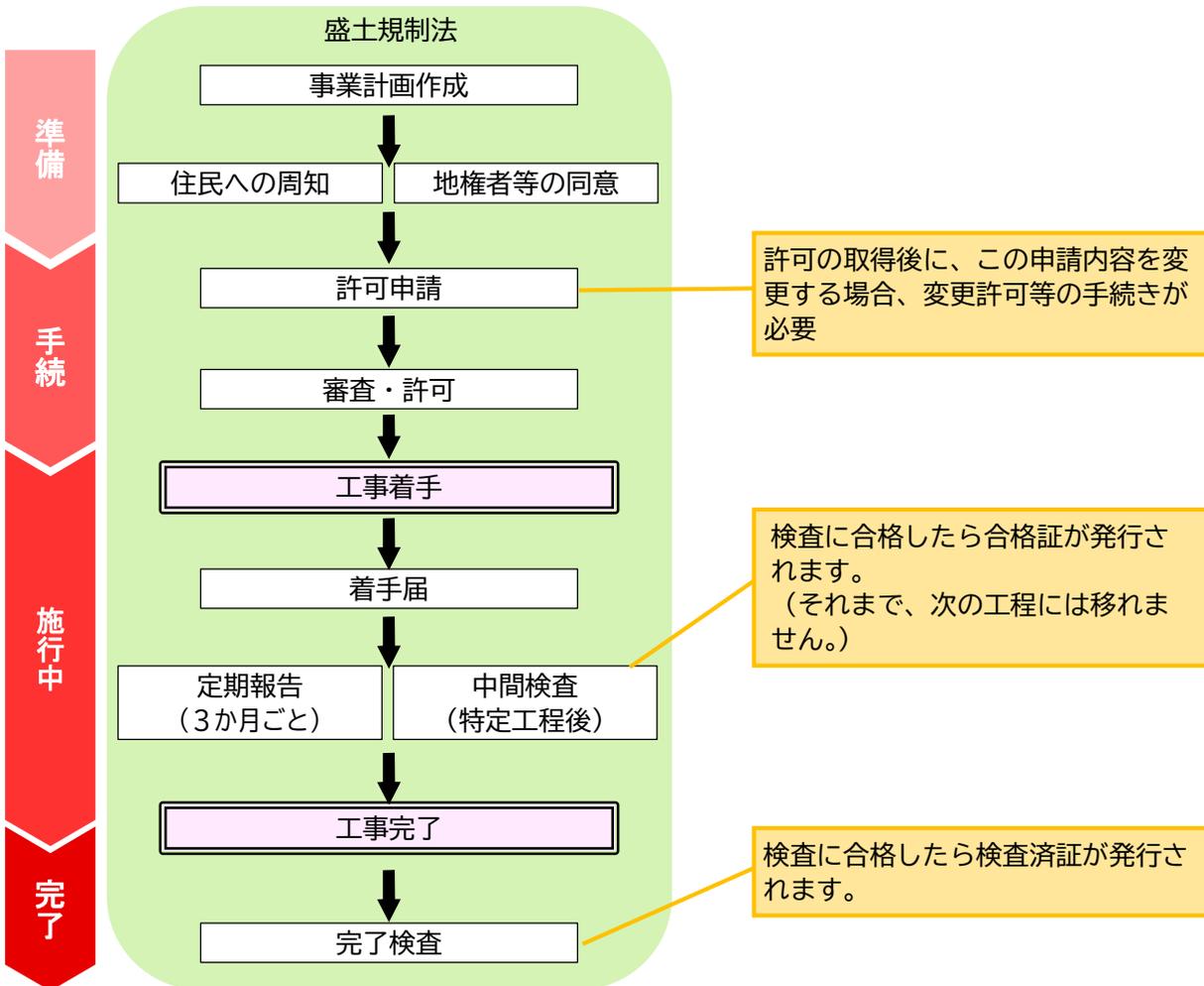
- 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの
  - 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの
  - 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの
  - 盛土で高さが2m超となるもの
  - 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの
- } 詳細は  
4ページ参照

2

許可工事の流れ（イメージ） 法第12・16～19条、施行条例第4・7～9条ほか

許可の対象となる工事は、以下の流れで進めることとなります。

また、盛土規制法の手続きとは別に、盛土環境条例の手続きが必要となる場合があります。詳しくは「第5編 盛土環境条例」をご覧ください。



名称	必要となる場合	手続きの目的・添付書類	手続きのタイミング
①許可申請	許可の対象となる宅地造成・特定盛土等を行おうとする場合	工事計画等が許可基準を満たしているか審査するため ＜添付書類＞11ページの書類	工事への着手前
②変更許可申請	許可工事について、計画を変更しようとする場合	工事計画等の変更が、許可基準を満たしているか審査するため ＜添付書類＞変更内容に関する書類等	工事計画の変更前
③軽微な変更の届出	許可工事について、軽微な変更をする場合（工事主の名称の変更等）	許可工事について、許可情報の軽微な変更を把握するため ＜添付書類＞変更内容に関する書類等	変更後 遅滞なく
④着手届	許可工事に着手した場合	許可工事について、着手されたことを把握するため ＜添付書類＞標識の写真、工程表等	工事着手から 10日以内
⑤定期報告	一定規模以上の許可工事に着手した場合、3ヶ月ごとに必要	許可工事について、基準に沿って安全対策が行われているかを定期的に確認するため ＜添付書類＞施工状況・盛土材料の写真等	2,5,8,11 各月末日
⑥中間検査申請	一定規模以上の許可工事について特定工程（暗渠排水等）を実施した場合	許可工事のうち、特定工程が計画どおりに行われたかを検査するため ＜添付書類＞構造明細、図面、工事写真等	特定工程完了から 4日以内
⑦地位承継の届出（一般承継）	許可を受けた工事主の地位を一般承継（相続・法人合併等）をする場合	承継の事実を把握するため ＜添付書類＞承継の原因となった事実があったことを証する書面等	承継後 遅滞なく
⑧地位承継承認申請（特定承継）	許可を受けた工事主から地位を特定承継（売買等による承継）をする場合	承継する者が基準を満たすか審査するため ＜添付書類＞工事の権原取得に係る書類、資力・信用に係る書類、地権者の同意書等	承継した者による 工事着手前
⑨完了検査申請	許可工事について、計画どおりに工事を完了した場合	許可工事について、許可どおりに工事が完了されたかを検査するため ＜添付書類＞工事の前後の写真等	工事完了から 4日以内
⑩廃止届等	許可工事について、許可と異なる形で、工事を廃止・休止・再開する場合	現場が危険な状態で放置されないように、廃止・休止の前に安全上の措置を審査するため。また、再開の事実を把握するため。 ＜添付書類＞安全上の措置の計画書等	廃止・休止をする前 （再開は、15日以内）

（注意）この表において、「許可工事」とは①又は②の許可を取得した工事を指します。

4

住民への周知

法第11条、省令第6条ほか

許可の取得に当たっては、以下のいずれかの方法で、周辺地域の住民への周知が必要です。ただし、溪流等における高さが15メートルを超える盛土については、住民説明会の開催が必須となるため、あらかじめ県へご相談ください。



住民説明会



書面配布



掲示板&インターネット掲示

周知の内容

住民周知措置実施ガイドラインを参照

- 工事主の氏名又は名称
- 盛土又は切土の高さ、土地の面積、土量
- 工事が施行される土地の所在地
- 盛土又は切土の目的
- 工事施行者の氏名又は名称
- 窓口（問い合わせ先）
- 工事の着手予定日、完了予定日
- その他必要な事項

周知の対象範囲

住民周知措置実施ガイドラインを参照

盛土等の区分に応じ、周知を行うことが必要となる住民の範囲を判断します。

区分		対象範囲 (区分ごとの全範囲で周知が必要)
盛土	谷埋め盛土	①溪流等 <sup>※1</sup> の範囲 ②土砂災害警戒区域（土石流）が溪流等の下流にあれば、その箇所を含む自治会等の範囲 ③土砂災害警戒区域（土石流）が、溪流等の下流になければ、溪流等から下流側100m以内の自治会等の範囲
	腹付け盛土	④盛土等の境界（法尻）から、水平距離2h <sup>※2</sup> の範囲（下流側以外） ⑤④から下流側に100mの範囲
	平地盛土	⑥盛土等の境界（法尻）から、水平距離2h <sup>※2</sup> の範囲
切土	傾斜地の場合	⑦切土の境界から水平距離2h <sup>※2</sup> の範囲（下流側以外） ⑧⑦から下流側に100mの範囲
	平地の場合	⑨切土の境界から水平距離2h <sup>※2</sup> の範囲

例) 谷埋め盛土で、土砂災害警戒区域（土石流）が溪流等の下流にある場合



①溪流等の範囲

②溪流等の下流を含む自治会等の範囲

(この例では、③は該当なし)

※1 溪流等の具体的な場所は、静岡県ウェブサイトに掲載

※2 「水平距離2h」とは、盛土・切土の最大高さhの2倍の距離

5

許可申請書への添付書類

省令第7条第1項、細則第4条第1項ほか

盛土規制法の許可申請に当たっての添付資料は以下のとおりです。  
添付資料の詳細については、「申請の手引き」をご確認ください。

種別	添付書類										
図面 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図面                             <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>位置図</td> <td>崖の断面図※<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>地形図</td> <td>擁壁の断面図</td> </tr> <tr> <td>土地の平面図※<sup>1</sup></td> <td>擁壁の背面図</td> </tr> <tr> <td>土地の断面図※<sup>1</sup></td> <td>崖面崩壊防止施設の断面図</td> </tr> <tr> <td>排水施設の平面図</td> <td>崖面崩壊防止施設の背面図</td> </tr> </table> </li> <li>・ 構造計算書（該当する擁壁、崖面崩壊防止施設等を設置する場合）</li> <li>・ 大臣認定擁壁の証明書（大臣認定擁壁を設置する場合）</li> <li>・ 安定計算書（大規模盛土などの場合）</li> <li>・ 設計者の資格に係る書類（高さ5m超の擁壁や、盛土・切土をする面積1,500㎡超の土地における排水施設がある場合）</li> <li>・ 求積図</li> <li>・ 工程表</li> <li>・ 排水施設流量計算書、防災計画平面図、防災施設構造図、防災施設構造計算書</li> </ul>	位置図	崖の断面図※ <sup>2</sup>	地形図	擁壁の断面図	土地の平面図※ <sup>1</sup>	擁壁の背面図	土地の断面図※ <sup>1</sup>	崖面崩壊防止施設の断面図	排水施設の平面図	崖面崩壊防止施設の背面図
位置図	崖の断面図※ <sup>2</sup>										
地形図	擁壁の断面図										
土地の平面図※ <sup>1</sup>	擁壁の背面図										
土地の断面図※ <sup>1</sup>	崖面崩壊防止施設の断面図										
排水施設の平面図	崖面崩壊防止施設の背面図										
土地 権利 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地調書</li> <li>・ 地権者等の同意を証する書類</li> <li>・ 土地登記事項証明書、公図の写し</li> </ul>										
資力 ・ 信用 ・ 能力 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金計画書</li> <li>・ 盛土等に要する資金に係る預金残高証明書、資金借入又は融資証明書</li> <li>・ 直近3年間の財務諸表（法人の場合。貸借対照表、損益計算書、個別注記表）</li> <li>・ 直近3年間の納税証明書（個人は所得税、法人は法人税）</li> <li>・ 申請者の証明書類（個人は住民票の写し、法人は法人登記事項証明書）</li> <li>・ 役員全員の住民票の写し（法人の場合）</li> <li>・ 申請者の信用に関する申告書</li> <li>・ 工事施行者の施工能力を証する書類、住民票の写し又は法人登記事項証明書</li> </ul>										
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地付近の状況写真（撮影位置図を添付）</li> <li>・ 周辺地域の住民へ周知を講じたことを証する書類</li> <li>・ 申請書類のチェックリスト</li> </ul>										

※1 現状と計画を比較できるように作成してください。

※2 崖の断面図は、土地の断面図のうち、崖の箇所（地表面が水平面に対し、角度が30度を超える箇所（風化していない硬岩盤を除く））を拡大したものとなります。

<補足事項>

その他の手続きに関する添付資料については、「申請の手引き」をご確認ください。

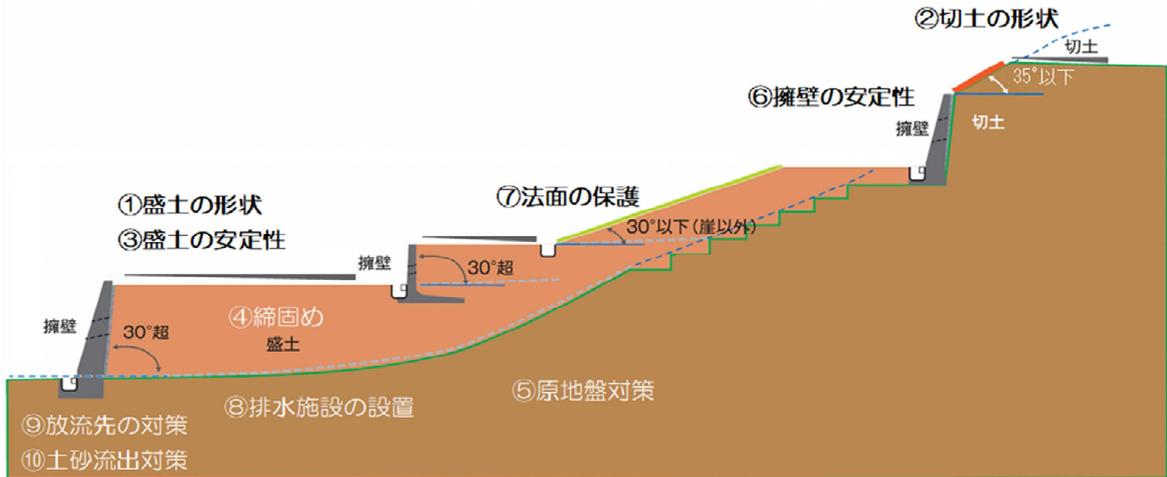
6

許可基準

法第12条第2項・13条、政令第6～22条、細則第5条ほか

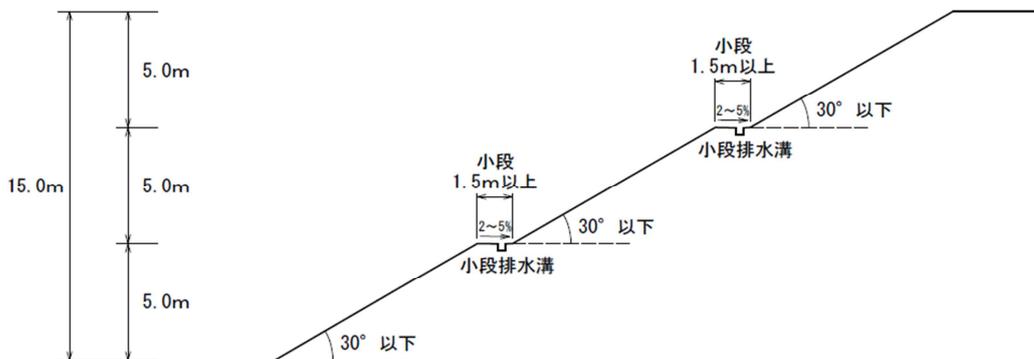
盛土規制法の許可を受けるためには、次に掲げる基準を満たす必要があります。詳しくは、「申請の手引き」をご確認ください。

技術的基準（宅地造成・特定盛土等）



① 盛土の形状

- 盛土の高さ及び法面の勾配は、原則として高さ15m以下、かつ、法面勾配30度以下とする必要があります。
- 高さが5m以上の盛土については、高さ5mごとに幅1.5m以上の小段を設ける必要があります。また、小段には排水溝を設置する必要があります。



② 切土の形状

- 切土法面の勾配は、35度以下又は下表に示す土質ごとの勾配（擁壁を設置しない場合）とする必要があります。
- 高さが5m以上の切土については、高さ5mごとに幅1.5m以上の小段を設ける必要があります。

切土法面における擁壁の設置を要しない勾配

土質	勾配	
	崖の上端からの垂直距離 5m超の場合	崖の上端からの垂直距離 5m以下の場合
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度以下 （約1：0.6）	80度以下 （約1：0.2）
風化の著しい岩	40度以下 （約1：1.2）	50度以下 （約1：0.9）
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、富士マサその他これらに類するもの	35度以下 （約1：1.5）	45度以下 （約1：1.0）

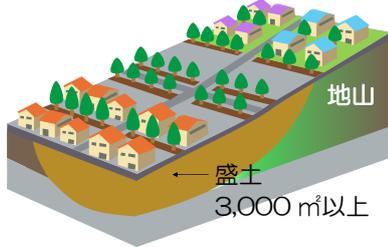
### ③ 盛土の安定性

- 大規模な盛土を施工する場合には、安定計算により常時及び地震時における盛土の安定性を確認する必要があります。

#### ◆大規模な盛土とは、以下の盛土をいいます。

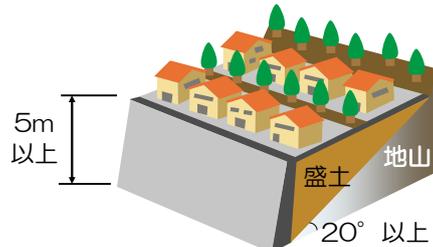
- 谷埋め型大規模盛土（溪流等における 3,000 m<sup>2</sup>以上の谷埋め盛土）
- 腹付け型大規模盛土（地盤勾配 20 度以上かつ高さが 5m 以上の腹付け盛土）
- 高さ 15m を超える盛土  
※溪流等の範囲は、静岡県ウェブサイト等で公開します。

〔谷埋め型大規模盛土〕



盛土をする土地の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入することが想定されるもの

〔腹付け型大規模盛土〕



盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20° 以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5m 以上となるもの

### ④ 締固め

- 盛土の地盤の沈下や崩壊が生じないように、一定の盛土厚（30cm 以下）ごとにローラーなどの建設機械を用いて締固めを行う必要があります。
- 「溪流等における 15m を超える盛土」又は「谷埋め型大規模盛土」を施工する場合には、土質に応じて締固め度、空気間げき率のいずれかの方法で締固め管理を行う必要があります。

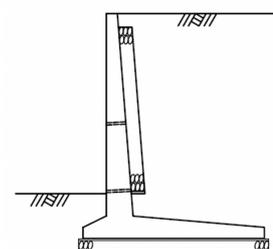
### ⑤ 原地盤対策

- 軟弱地盤や液状化等の発生のおそれのある土地で盛土をする場合には、地盤の沈下やその周辺の土地の地盤の隆起が生じないように、適切な検討及び措置を講ずる必要があります。

### ⑥ 擁壁の安定性

- 以下の一定規模以上の擁壁は、耐震設計を必須とします。

区分	規模	耐震設計
義務設置擁壁 （政令第8条 に規定される 擁壁）	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 5m を超える擁壁</li> <li>谷埋め型大規模盛土に設置する擁壁</li> <li>腹付け型大規模盛土に設置する擁壁</li> <li>高さ 15m を超える盛土、切土に設置する擁壁</li> </ul>	必須
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 1m を超える崖（盛土）に設置する擁壁</li> <li>高さ 2m を超える崖（切土）に設置する擁壁</li> </ul>	—



擁壁のイメージ図

### ⑦ 法面の保護

- 盛土及び切土により生じる法面や地表面には、擁壁や法面保護工などにより保護する必要があります。

土工区分と地表面の勾配ごとに設置を要する構造物等の区分

土工区分	地表面の勾配	設置を要する構造物等
盛土	崖面※1	擁壁/崖面崩壊防止施設
	崖面以外の地表面※2	法面保護工※3
切土	崖面※1	擁壁/崖面崩壊防止施設※4
	崖面以外の地表面※2	法面保護工※3

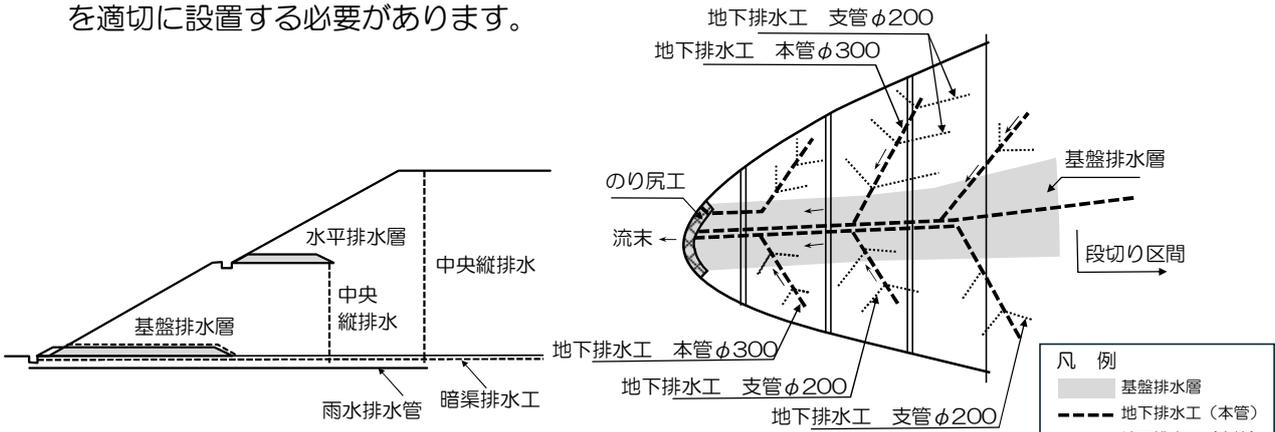
- ※1 崖面とは、水平面に対し30度を超えるものをいう。
- ※2 崖面以外の地表面とは、水平面に対し30度以下のものをいう。
- ※3 土地利用等により保護する必要がないことが明らかな地表面を除く。
- ※4 擁壁の設置を要しない切土法面の土質・勾配を満足する場合を除く。



法面保護工の施工例

### ⑧ 排水施設の設置

- 盛土における地表水や地下水を排除するため、地表水排除工や地下水排除工等の排水施設を適切に設置する必要があります。



盛土の排水施設の概要図

溪流等における盛土の暗渠排水工及び基盤排水層の設置例の概要図

### ⑨ 放流先の対策

- 工事区域内の排水を有効かつ適切に行うため、放流先の管理者との協議及びその同意を得た上で適切な放流先に接続する必要があります。また、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、調整池等の適当な施設を設置することを妨げません。

### ⑩ 土砂流出対策

- 工事区域外に土砂等が流出しないよう、防災施設（仮設防災調整池、沈砂池、仮排水路など）を適切に設置する必要があります。



仮設防災調整池の設置例

資力・信用・施工能力

- ・工事主に、安全に工事を完了すると認められるだけの資力・信用があるか審査します。
- ・また、工事施行者（受注者）に、安全に工事を完了する能力があるか審査します。



資力の審査  
資金不足から安全面が疎かになるおそれがないか 等



信用の審査  
過去に違法な造成行為をしていないか 等



施工能力の審査  
工事施行者が、十分な経験や技術を備えているか 等

その他

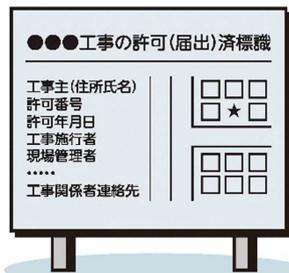
その他、周辺地域の住民への周知を行っているか、工事設計者が必要な資格を有しているか（一定の措置を講じる場合）、工事箇所の地権者等の全員から同意を得ているか等を審査します。



周辺地域の住民への周知が必要 設計者が資格を満たすことが必要 地権者等の全員から同意が必要

許可を取得したら・・・  
標識の設置を！

盛土規制法の許可を取得した工事の現場では標識の設置が必要です。



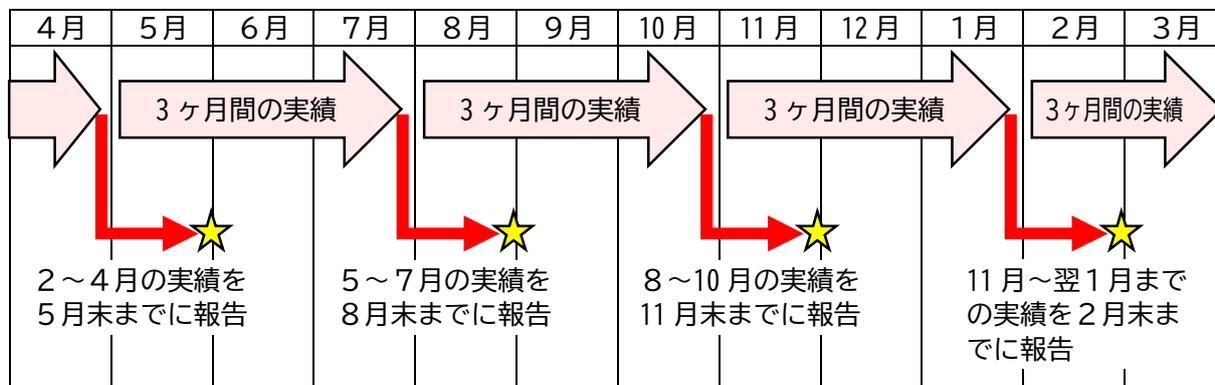
- 省令第87条の項目の掲示が必要
- ・工事主の氏名、代表者、住所
  - ・許可年月日、許可番号
  - ・工事施行者の氏名（名称）
  - ・工事期間
  - ・見取り図
  - ・盛土等の高さ、面積、土量
  - ・連絡先 ほか

7

定期報告

法第19条、政令第25条、省令第48～50条、施行条例第2条、細則第10～11条ほか

盛土規制法の許可を受けた工事で一定規模を超えるものは、3ヶ月ごとに定期報告が必要となります。



対象となる規模

以下のいずれかに該当するものが対象となります。

- 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの
- 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの
- 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの
- 盛土で高さが5m超となるもの
- 盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの

17ページの「中間検査」の対象となる規模も同様

報告事項

- 土地の所在地、許可年月日、許可番号、前回の報告年月日
- 盛土又は切土の高さ
- // 面積
- // 土量
- 擁壁等の工事の施行状況
- 盛土に用いた土石の性質  
(粒度の良い砂や礫及び細粒分混じり礫、粒度の悪い砂、岩塊、砂質土、硬い粘質土、火山灰質粘性土、特殊土壌等の性質を報告)
- 盛土に用いた土石の発生場所ごとの数量
- 工事の施行中の災害の防止のため必要な措置の状況  
(仮設防災調整池、防災ダム、沈砂地、仮排水路、法面保護工等の施行状況)

8

中間検査

法第18条、政令第23～24条、省令第45～46条

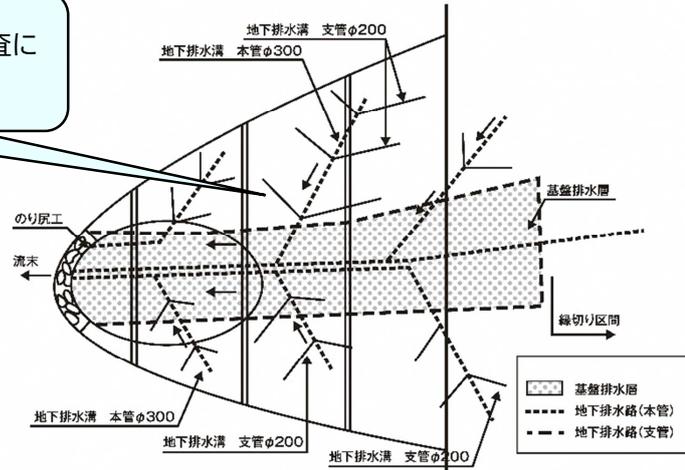
盛土規制法の許可を受けた工事で、一定規模（16ページに掲載する定期報告の対象規模と同じ）を超えるもので、計画の中に「特定工程（暗渠排水施設等の工程）」を含むものについては、特定工程が適切に完了されたことを確認するため、中間検査を実施します。

中間検査の申請は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に必要です。

特定工程の次の工程に進むには、中間検査に合格し、合格証を受けることが必要です。



暗渠排水施設の設置例



盛土規制法の手続き（宅地造成・特定盛土等）

9

みなし許可

法第15条第1・2項ほか

以下の案件は、許可を取得したものとみなされます。みなし許可案件については、一部手続きが異なります。

- ・令和7年5月26日以降に開発許可（都市計画法第29条第1・2項）を取得した案件
- ・国や都道府県等（都道府県・政令市・中核市）が行う工事で、静岡県知事との協議が成立した案件

<みなし許可案件で必要となる手続き>

区分	開発許可を取得した案件 (令和7年5月26日以降の取得)	国や都道府県等が行う工事 (静岡県知事との協議が成立した案件)
許可申請	不要（都市計画法で手続き）	不要（協議が必要）
標識の設置	必要	必要
定期報告	必要	必要
中間検査	必要	必要
変更許可・変更届	不要（都市計画法で手続き）	必要
完了検査	不要（都市計画法で手続き）	必要